

# 社会福祉法人開成町社会福祉協議会

## 役員の報酬・費用弁償に関する規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会役員の報酬・費用弁償に関し、必要な事項を定める。

### (報酬)

**第2条** 役員のうち、会長及び常務理事に対して、報酬を支給する。

2 前項に掲げる者の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 月額 50,000 円
- (2) 常務理事 月額 80,000 円

### (費用弁償)

**第3条** 役員が職務のため町外に出張したときは、かかる交通費の実費を支給する。

2 役員のうち、副会長及び監事に対して費用弁償を支給する。

3 前項に掲げる者の費用弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 副 会 長 トップミーティング（経営者会議） 1 回につき 2,000 円
- (2) 監 事 監事会 1 回につき 2,000 円

### (委任)

**第4条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人開成町社会福祉協議会会長報酬支給規程（平成 12 年 5 月 26 日制定）及び同役員等の費用弁償に関する規程（昭和 61 年 5 月 29 日制定）は、廃止する。

3 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。